

## 理解度判定テスト合格者に受講修了証明書を発行 一般廃棄物処理業務に必要な法規・実務・労働安全を学ぶ

一般社団法人山梨県一般廃棄物協会（会長 篠原 充 会員 11 組合）は、会員事業所の収集運搬業務の法令遵守と適正化を徹底するため、去る 1 月 28 日に甲府市東光寺のかいてらす（県地場産業センター 3 階大ホール）で、会員事業所の管理者や廃棄物処理責任者、実務担当者などを対象に一般廃棄物の処理業務を行う上で必要となる法令・法規や実務、労働安全、運行管理等の知識習得を図る「一般廃棄物処理管理者講習会」を開催した。受講者は 60 名。

講習内容は、一般廃棄物処理にかかわる「法令・法規」「処理実務」「労働安全」の 3 科目で構成され、BUN環境管理研究所主宰の長岡文明氏が、「法令・法規」「処理実務」の 2 科目を、従業



多くの会員が受講した

### 一般社団法人山梨県一般廃棄物協会

員の労働災害防止と運行管理に関する「労働安全」は、ファーストブレイン(株)代表取締役で社会保険労務士の加藤里美氏が担当し、それぞれ講義をおこなった。

全講義の終了後には、講習会の理解度を測るための試験を行い、基準点以上の合格者に対しては、3 月 10 日付で協会より受講修了証明証が発行された。

今回の受講修了証明書は、令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間で証明期間としている。平成 23 年から始まった当協会での証明書の発行は、今回で 5 回目の更新となり、現在では会員が事業系一般廃棄物の収集運搬の許可更新の際の添付書類と位置づけしている市町村もあり、一般廃棄物収集運搬業務の資格標準の一つとして行政に認知されるまでになった。

協会では、環境保全や持続可能社会への認識が高まる中で、国内の環境施策や法令の変更に適応し、会員事業所の法令遵守や適正な事業活動の徹底に努めたいとしている。

